

岩手県告示第 137 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成 20 年 3 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 20 年 2 月 26 日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 松村建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町大槌第 22 地割字下野 216 番地
 - ウ 代表者の氏名 天満昭広
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般・特－15）第 5099 号
- (3) 処分の内容 営業の一部の停止命令
 - ア 停止を命ずる営業の範囲 土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
 - イ 期間 平成 20 年 3 月 5 日から同年 6 月 2 日までの 90 日間
- (4) 処分の原因となった事実
 - (2) に掲げる者の元代表及び元取締役が、その業務に関し、平成 19 年 12 月 28 日に談合の罪により、盛岡地方裁判所から懲役の判決を受け、平成 20 年 1 月 12 日に同判決が確定しており、このことが法第 28 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する。